第2回鳥取県最低賃金専門部会

- 1 日 時 令和4年8月3日(水) 9時30分~12時05分
- 2 場 所 鳥取労働局 4階大会議室
- 3 出席者

【委 員】

公益代表委員 石川委員、佐藤委員、中野委員 労働者代表委員 河村委員、北畑委員、寺田委員 使用者代表委員 西本委員、花原委員

【事務局】

鳥取労働局 高橋労働基準部長、山埜監督課長 片山賃金室長、長谷川賃金室長補佐 田中労働基準監督官、松村給付調査官

4 議事

- (1) 令和4年度地域別最低賃金額改定の目安について
- (2) 鳥取県最低賃金の改正決定に係る関係労使の意見の申出について
- (3) 鳥取県最低賃金の改正審議について
- (4) その他

5 資料目次

- (1) 令和4年度地域別最低賃金額改定の目安について(答申)
- (2) 鳥取県内の雇用情勢(令和4年6月分)
- (3) 最近の雇用失業情勢(令和4年6月)
- (4) 新型コロナウイルスの影響による雇用調整助成金等の支給状況及び解雇・雇い止め者数について(令和4年7月28日)
- (5) 令和4年 春季賃上げ 各集計機関別集計状況
- (6) 鳥取県の経済動向(令和4年8月号) (鳥取県)

(7) 鳥取県の経済動向(R4.1~R4.8)、鳥取県内の経済情勢(R4.1、R4.4)

---参考資料---

(8) 第533回鳥取地方最低賃金審議会における委員からの追加要望資料 令和4年 度鳥取県最低賃金の改正審議に資するための書面による意見聴取の実施結果(令 和4年8月1日現在)

机上配付資料

1. 令和4年度第5回目安に関する小委員会配付資料

6 議事内容

○長谷川賃金室長補佐 定刻になりましたので、ただ今から第2回鳥取県最低賃金専門部 会を開催いたします。

それでは、本専門部会の成立について確認いたします。本日の委員の出席状況ですが、 使用者を代表する北村委員が欠席です。石川委員につきましては、連絡は頂いていません ので、追って御出席されると思います。現時点で9名の委員のうち7名の方に御出席いた だいております。最低賃金審議会令第6条第6項の規定による定足数を満たしており、本 専門部会が有効に成立していることについて御報告申し上げます。

本日の専門部会は公開しており、6名の傍聴人がお見えになっております。傍聴者の皆様には、傍聴に当たっての遵守事項に従っていただきますようお願いいたします。

それでは、これより先の専門部会の進行を部会長にお願いいたします。

○佐藤部会長 おはようございます。議事の1番目、令和4年度地域別最低賃金額改定の目安について進めていきたいと思います。

8月2日に開催された中央最低賃金審議会において、答申がありました。令和4年度地域別最低賃金額改定の目安について、事務局から報告をお願いします。また、目安に係る報告の後に、意見、質問等お聞かせいただき、その後に事務局から提出されました資料について御説明をお願いします。

○片山賃金室長 令和4年度地域別最低賃金額改定の目安について御報告いたします。 資料ナンバー1を御覧ください。8月2日付け、厚生労働大臣宛ての答申文です。

[答申文の読上げ] なお、地方最低賃金審議会における審議に資するため、目安に関する公益委員見解及び中央最低賃金審議会目安に関する小委員会報告が示されています。資

料3ページにあります別紙1の、令和4年度地域別最低賃金額改定に関する公益委員見解を読み上げます。

〔公益委員見解の読上げ〕

続きまして、参考資料がついておりますので説明させていただきます。

[資料説明]

なお、資料17ページ以降は、答申文の別紙2、令和4年8月1日付けの中央最低賃金 審議会目安に関する小委員会報告です。読上げは省略させていただきますが、労働者側見 解、使用者側見解、公益委員見解及びその取扱いについて記述されておりますので、後ほ どお読みいただくようお願いします。

また、第5回目安に関する小委員会で配付されました資料を机上配付資料としてお配り していますので、これも併せて御確認ください。以上です。

- ○佐藤部会長 ありがとうございます。引き続き、事務局が配付した資料の説明もお願い します。
- ○片山賃金室長 資料について説明いたします。

[資料説明]

- ○佐藤部会長 ありがとうございます。中央最低賃金審議会の目安額が示されて、いろい ろな資料を説明していただいたところですが、これらについて、御意見、御質問等ありま したら、お願いします。
- ○河村委員 労働者側の委員として発言をさせていただきたいと思います。

まず、目安額の受け止めについてです。今回、政府からの要望といったことを踏まえながら、中央最低賃金審議会の中で十分な議論がされたということ、また、昨年の審議の反省も踏まえた丁寧な審議をされたということで、先ほど読上げいただいた内容を見ても、例えば3要素についてそれぞれ記述がされているということ等を踏まえますと、例年にない、非常に丁寧な審議をされたのだろうと思っております。そういった部分においては、一定程度評価をさせていただきたいという受け止めをしています。

一方、先日も発言をさせていただきましたが、丁寧な審議をするがゆえに日程が後ろ倒 しになったことは少し反省すべき点ですし、地方における審議会の審議日程に影響を及ぼ したということは、今後改善を求めたいと思っています。

それに加えて、今回、3要素についての記述がされるということで、どの指標を使って 議論をされたのか、検討をされたのかというのは非常に見えやすくなっていると思うわけ ですが、そもそも論として、この最低賃金というものは何なのか。例えば、憲法第25条に示される生存権、あるいは最低賃金法の第1条の目的、そこに照らし合わせたときに、政府が出されている早期に1,000円というのが一つ目安にはなろうかと思いますけれども、その数字が独り歩きしている感があるとは思っています。そもそもこの最低賃金とはどうあるべきなのか、これはセーフティーネットとしての水準ですが、そういった水準についての議論というのが少し見えてこない。そこは少し残念だなと思っています。一部、生活保護水準との乖離ということでの記述はありますが、生活保護とは比べる土俵が違うと思っていて、働くということの対価としての賃金という位置付けから考えれば、生活保護水準との比較が妥当なのかどうかということに関しては、少し疑問があるなと思っています。そういった意味からも、この最低賃金の水準が国としてどうあるべきなのか、他国と比較したときにどうあるべきなのかということも踏まえた議論が必要なのではないかと受け止めております。

そういった中で、労働者側としての環境認識というところも少しお話をさせていただきたいと思いますが、中央最低賃金審議会の審議における議論の中でも挙がってきてはいますが、まず、新型コロナウイルス感染症に対する状況について、昨年、一昨年から比べると少し変わってきている、違う局面に入ってきているとは思います。ウィズコロナということで、経済を回しながら新型コロナウイルスの対策を打っていくということで、これは政府の方針にも出ているわけですが、そういった部分で環境は明らかに変化をしてきていると思っています。政府も、ここに来て、感染法上の分類を第2類から第5類に、というような話も出てきていますので、そういったところを踏まえれば、いかに経済を回していくのかということにも注視をしながら議論がされていると思いますし、日本経済全体がそういった流れになっているというのも一つ環境の変化ではなかろうかと受け止めています。

それと、もう一つは、昨年と違う部分ということでいけば、やはり物価の上昇と円安の進行だろうと思います。国際的な経済回復ということで、コロナ禍によるロジスティクスの混乱から物価高が生じていると思っていますが、それに加えて、ロシアによるウクライナへの軍事侵攻によって、牛乳や穀物の価格上昇で急激な物価高に進展をしていると認識しています。

また、欧米の金利引上げも大きく影響をしていると思います。ここに来て、金利の引上 げにより、アメリカの経済が少し鈍化をしているとは思いますが、日本では金利の引下げ といいますか、金融緩和ということで、引き続きの政策は進められているわけですが、そ ういった状況から円安が進んでいることもあって、物価高に拍車を掛けている状況だと思います。政府は否定をしていますが、今の状況というのは、物価が上昇するものの、賃金が上がらない、いわゆるスタグフレーションではないかと思います。先ほどの話にもありました春闘の中で一定程度賃上げがされているということも含めながらスタグフレーションの状況ではないと政府が発言しているのだろうとは思いますが、この状況が続けばスタグフレーションに陥る危険性もはらんでいると認識をしております。

中央最低賃金審議会と同様に、地方の最低賃金審議会においても、昨年、一昨年とは少 し状況が変わってきているということも含めた視点を持ちながら議論をしていくことが必 要ではなかろうかと認識をしております。私からは以上です。

- ○佐藤部会長 ありがとうございます。ほかにございますか。
- ○西本委員 先ほど河村委員もおっしゃったように、計5回、中央最低賃金審議会で丁寧かつ真摯に審議をされたということは大変評価しますし、公益委員も大変御苦労されたと感じております。

その中で、明確な根拠のある目安を出してくださいという中央最低賃金審議会への要望はまた今回も達成されませんでした。公益委員見解は、3要素について分析及び留意事項、それから考慮すべき事項等を述べた後、各ランクの引上げ額の目安を示していますが、結局、金額の高低は置いておきまして、その3.3%の導出についてはこれまでどおりブラックボックスであって、納得できる明確な根拠が示されたかというと、少し疑問です。そのため、この点について、私の中での評価は「×」です。

それから、全会一致をもって地方最低賃金審議会に提案してくださいという話も、今回に限った話ではありませんが、2017年、2018年と過去を振り返ってみますと、やはり全会一致ではなく、最終的に公益委員見解で決まったということで、かなりかんかんがくがく、いろいろな議論をされたのでしょうけれども、納得性のある目安を全会一致で定めるに至らなかったということでこれも「×」です。

結局、最終的な部分しか報告書に挙がっておらず、第1回から第5回目安に関する小委員会の協議の内容、それから、労・使がどういう協議をされて、どんな御苦労されたかというプロセスが全く見えないので、なかなか評価しづらいです。

それと、総合的に判断という表現、これは定番の表現ですけれども、客観的に見ているだけではなくて、最終的には政治的な希望というものも含めた目安になっているのではないかというところが少し垣間見え、本来ならば労働市場が決めるべきところに政策的な意

思が入ることは、その市場をゆがめていることになるのではないかというところはずっと 感じています。

また、今回、急に物価高3%というものがあって、それが目安額の検討基準の要素になっているということですが、資料を見ますと、2014年の消費税が3%上がった時も、同じように上がっています。例えば、資料10ページ下段、消費者物価指数の推移を見ると、2014年の持家の帰属家賃を除く総合は4%超になっています。1年間消費者物価指数の高い状態が続いていますが、この時には最低賃金を上げる要素の中には全く入っていないです。いきなり今回、物価が上がっているということが要素の中に入っていることに違和感があるのですが、物価が上がっているのであれば、もっと直接的なやり方でしんどい方々に還元した方が良いのではないのかと、最低賃金にこのような要素を入れない方が良いのではないのかと思います。だから、先行きどうなるか分からないようなパラメーターを最低賃金の議論の中に放り込むというのはどうなのかという素朴な疑問を感じています。

長々となりますので、今日はこの辺にさせていただきます。ありがとうございました。 〇佐藤部会長 ありがとうございます。

○花原委員 今、河村委員も言われたように、今年は、新型コロナウイルス感染症の影響と、ウクライナ情勢と、それからエネルギー単価の上昇という形で、これだけ物価が上がっています。物価については、下がっているものもあり、例えば携帯料金は下がっていますが、大体のものが総じて上がっているという現状があると思います。

賃上げについては、上げるということには異存はありませんけれども、西本委員が言われたように、何で3.3%なのか、どういう仕組みで3.3%になったのかということが全く議論されていません。どういう根拠でその数字になったのかというのは中央最低賃金審議会も示すべきことだと思いますし、その根拠について、労使が納得できるということであれば、その数字に従って、仕方ないですねと納得できます。しかし、今回も全会一致にならなかった、前回も全会一致にならなかったという形で、中央から地方に下ろして、それが地方で全会一致になりますか。それもおかしいことだと思います。

観光業界が大変だということをテレビでやっていました。鳥取県は観光県ですので、特に、例えば皆生温泉や三朝温泉など、温泉の業界の宿泊業がどうなのかということが危惧されます。今は「#WeLove山陰キャンペーン」の旅行助成金で若干安いということになっていますが、これも8月末までということで、9月以降、例えば年末年始にかけて、

大変な状況になっていくのではないかと思います。

テレビでも言っていましたが、旅館が取引している、クリーニング店とか食材加工業者にも、全て影響が及ぶのではないだろうかということと、今、ゼロゼロ融資という形で無金利で融資されていますが、この返済が2023年から始まることで、赤字の問題だけではなく、本当に返済ができるのかということが懸念されています。要はキャッシュフローの関係も考えていかないと、企業としてはどうにもならないと思います。

雇用を守ることが第一ですが、もし、このままどんどん政府主導で、近い将来に最低賃金を1,000円まで持っていくといったときに、本当に雇用を守っていけるかということが一番怖いと感じています。

第533回鳥取地方最低賃金審議会でも話しましたけれども、この政府の指針で、困ったらいろいろな補助金を出します、支援金を出しますということばかり言っていますが、本来なら減税ももっと議論すべきだと思います。

補助金は一過性のものですが、一旦賃金を上げると、これが永続的に進みます。一旦上げた賃金を下げることはできない、目安を下げるということはまずないので、消費税やガソリン税の減税についても議論の中に入れてほしいと思います。以上です。

- ○佐藤部会長 ありがとうございます。ほかにありますか。
- ○北畑委員 私自身は、今回示された目安につきましては、額、率とも一定の評価をしています。やはり最低賃金近傍で働いている方々の生活状況を考えますと、物価上昇などをしっかりと見据えて、最低賃金の水準を考えていかなければいけないと思う次第です。

参考までに、3要素のうちの賃金について、資料に示されています春闘の結果がございますが、そこについて私から、改めて御報告をしたいと思います。

春季賃上げ状況ですが、連合全体では、2022年の春闘の結果、7月1日時点ですが、加重平均で、前年同月比824円増の6,004円、平均賃上げ率が0.29%増の2.07%となったと示されています。

本日の資料の中で、経団連では大手企業の賃上げ結果は2.27%だったということを確認できています。賃上げ率については、3年ぶりに2%台を回復して、コロナ禍の前の水準まで回復しています。

一方、連合鳥取の関係ですが、鳥取については、加盟組合の結果、6月30日現在として、4,358円、1.92%となっており、3年ぶりに4,000円台を回復しておいます。製造業中心にベースアップも獲得していまして、満額回答や5,000円のベース

アップを獲得した企業などもあり、賃上げの加速をしているといったところです。

春闘における特徴点ですが、やはり持続可能性を維持するための人材確保と定着のための人への投資が一つのキーワードかと思っています。このことは、労使双方で一定の理解を示したことが結果として読み取れます。特に初任給の引上げについては、大手企業に準じた水準への引上げがされて、人材確保に対する強い思いが感じられています。

また、生計費のところで、物価上昇について私の考え方を述べます。

物価上昇については、鳥取について、第533回鳥取地方最低賃金審議会の資料の中に示されていましたが、2022年の4月、5月の前年同月比は2.3%で、2019年以降で最も高い数字でした。それに加えて、先ほど資料の中で確認した物価の水準ですが、やはり直近の物価上昇は御存じのとおり、食品やエネルギーといった生活必需品が中心にあって、支出割合は低所得者世帯ほど高い水準に出るかと思います。要するに、低所得者世帯、いわゆる最低賃金近傍で働いている人ほど、その生活費に関わる割合が高くなるということです。それだけ、最低賃金近傍で働いている人たちに対する私たちなりの考え方、示し方をしっかりと持たないと、その人たちはより厳しくなってしまうと考えます。以上です。

- ○佐藤部会長 ありがとうございます。
- ○花原委員 資料52ページを見てください。鳥取県最低賃金の改正に係る書面による意見聴取の結果が出ていますが、鳥取県最低賃金を改定するべきかという問6において、労働者の方で18%も、改定する必要はないという結果になっています。私はこれについて、多分、改定すると首を切られるのではないかというおそれがあるから、改定する必要はないと回答しているのではないかという認識を持っています。使用者側としては、改定する必要はないと回答をすると思いますが、労働者側としては、賃金を上げてほしいというのが本来の在り方だと思うので、この中で18%も改定する必要がないと回答しているという現実があるということを補足します。
- ○佐藤部会長 どうもありがとうございます。
- ○寺田委員 今、改定するべきではないという意見がありましたが、私からは、鳥取県の 最低賃金の現状と課題について、2点ほど述べます。

日本最低賃金からの脱却と地域間格差の是正について、鳥取県最低賃金と全国の平均最低賃金の格差については、2018年がピークであり、112円に拡大しています。2019年以降は徐々に改善していまして、2021年時点で109円にまで改善しています。

地域間格差を是正するためには、この流れを継続し、加速しなければならないと考えています。

また、2021年時点での最低賃金、高知県と沖縄県が820円であり、鳥取県の最低賃金との格差は僅か1円です。820円から822円までの間には、14県存在している状況です。2016年の最低賃金の審議において大分議論された日本最低賃金からの脱却を考えると、他県の状況も注視しなければならないと考えています。隣接県の賃金が高ければ、やはり県境の労働力が流出しかねないと考えています。特に、鳥取県西部からの労働人口の移動が懸念され、同じDランクの島根県とは、2021年の時点で3円の差があることも意識した議論が必要だと考えています。

有効求人倍率の高止まりから見える人手不足と労働人口の流出についても、第532回 鳥取地方最低賃金審議会資料29ページにありますが、ここを分析してみますと、最低賃 金と有効求人倍率のところには負の相関があると見ています。最低賃金が高いと有効求人 倍率が低く、最低賃金が低いと有効求人倍率が高いということになります。労働人口の流 出とその関係性についてはもう少し分析が必要かと思われますが、最低賃金と有効求人倍 率を、言い換えれば、人手不足との関係性についても意識しなければならないと考えてい ます。以上です。

- ○佐藤部会長 ありがとうございます。その他、御意見はありますか。 (なし)
- ○佐藤部会長 それでは、目安もやっと示されました。今後はこれを基礎に、真摯にかつ 丁寧に審議を進めてまいりたいと思いますので、御協力よろしくお願いいたします。

では、議事の2番目です。鳥取県最低賃金の改正決定に係る関係労使の意見の申出について、事務局から説明をお願いします。

- ○片山賃金室長 最低賃金法第25条第5項に基づき、令和4年7月4日付けで、関係労使の意見聴取に関する公示を行いましたところ、鳥取県地域労働組合の小林実様、鳥取県生活協同組合労働組合の渋谷徳行様から意見発表申込書が提出されております。このうち、渋谷様は御都合がつかず、代理人である鳥取県労働組合総連合事務局長の堀尾結美様に原稿をお読みいただきます。以上です。
- ○佐藤部会長 ありがとうございます。関係労働者から本審議会に対して意見陳述の申入れがあったのであれば、最低賃金法第25条第5項に基づき、御意見をお聞きしたいと思います。

意見陳述につきましては、お一人5分以内でお願いしたいと思います。

○片山賃金室長 それでは、鳥取県地域労働組合の小林実様から御意見の陳述をお願いい たします。

○小林意見陳述人 今日は、労働者の一人として意見陳述させていただきたいと思います。 このような場で意見陳述するのは初めてですが、どうかよろしくお願いします。

私が今、非正規社員として鳥取市内のある職場で働いていますが、まず、2013年1 1月に今の職場で非正規社員として働き始めました。1年ほど働いた後、ほかの職場に転職しました。ただ、その転職がうまくいかず、半年後の2015年6月からまた今の職場に戻ってきて、そこから今の職場で7年以上、非正規社員として働いています。ですから、今の職場で非正規社員として最初に働き始めたのは10年近く前になります。

私の職場の基本給は、鳥取県の最低賃金にプラス30円された時給850円です。それに加えて、私は7年以上継続して働いているので、加算給110円がついて、現在、時給960円で働いています。私は、基本的に1日6時間の週5日勤務で、それに残業や祝日の出勤などを加えると、月の手取りの収入が大体10万円を少し超えるくらいです。

私の職場には、非正規で働いている人が非常に多く、私が今の職場で最初に働き始めた 頃からずっと非正規で働いている人が、老若男女を問わず、非常にたくさんいます。私と ほとんど同い年の男性で、10年以上ずっと非正規という人も全然珍しくありません。

それで、これだけ非正規の、最低賃金に近い給料で働いている人が多いというのは、もう極めて低い最低賃金の額で働いている人が多いということは、個々人の生活だけでなく、例えば、そういう人は当然、消費もあまりできませんし、男性は特に、結婚したくても結婚できなかったり、子供を持てなかったりして、消費の低迷による経済への悪影響や、結婚できないことや子供が持てないことなどによる少子化や人口減少に拍車を掛けるなど、賃金以外の様々な問題にも悪影響を与えると思います。

私の職場でも、最低賃金に近い給料で働いて、本当に生活が苦しいという人も本当に多く、例えば、1日8時間、週5日働いている人でも、年収が200万円ほどにしかなりません。また、私の同僚でも、朝6時から3時間早番勤務した後、一度家に帰って、また午後から夜勤の勤務をするなどの働き方をしている人もいますし、農業をしながら、休みが週1日しかなくて働いている人もいますし、本当にもうぎりぎりの生活をしている人が多くいます。

本当に、私の職場のような非正規の人たちがたくさんいる職場で働いていると、最低賃

金に近い給料で働いていて、生活が苦しいという人が本当に多いのです。やはりそういう人たちのことを考えると、最低賃金は絶対に上げてほしいと思っています。朝から晩まで働いて、週1日しか休みがなくても、最低賃金に近い額で働いていたら、食べていくのがぎりぎりというような生活をしている人が本当にたくさんいいます。そういう人たちをずっと見てきています。僕自身は、食べることなどはできていますが、食べ物や生活必需品といったもの以外、ほとんど何も買えなくて、食費もすごく削って、本当に必要最低限のものしか買えない生活を続けていますし、僕よりももっと苦しい生活をしている人がたくさんいるのを見てきています。

ョーロッパなどほかの国ではこの何十年間か賃金がどんどん上がっている国がたくさん あるのに、日本だけ賃金がこの数十年、ほとんど上がっていないということなどもニュースで見ます。もちろん中小企業などで苦しいところもあると思いますが、大企業など内部 留保などでため込んでいるようなところに関しては、ある程度、労働者に還元することができると思います。最低賃金や、それに近い額で働いていて、本当に苦しい人がたくさん いるので、是非とも最低賃金の引上げをよろしくお願いします。

長くなりましたが、ありがとうございました。

- ○佐藤部会長 どうもありがとうございます。
- 〇片山賃金室長 続きまして、鳥取県労働組合総連合の堀尾結美様から、鳥取県生活協同組合労働組合の渋谷徳行様からの意見の代読をお願いいたします。
- ○堀尾意見陳述代読人 では、原稿を読み上げます。

今や非正規労働者は全労働者の4割だと言われています。私がパートとして働いている 鳥取県生協も、全職員の半分以上が非正規労働者です。非正規労働者が事業にとって欠か せない存在にもかかわらず、非正規労働者は地方最低賃金に張りついた低賃金になってお り、生協の初任時給は850円です。非正規労働者の賃金は、主婦の補助的収入として低 く抑えられていますが、主婦だけが非正規で働いているわけではありません。世帯主とし て非正規で働いている労働者も少なくありません。

これは、県生協の中のパートで働いている女性の方のお話になります。

低賃金の労働者は、長時間労働を余儀なくされ、ダブルワークやトリプルワークをしている仲間、健康や将来の不安を抱えながら働く日々です。時給の低さから来る低収入による生活不安や、憲法第25条が保障する健康で文化的な生活には程遠く、最低賃金の引上げは命をつなぐことにつながると考えます。

今や、鳥取県最低賃金の821円でフルタイム働いたとしても、年収200万円以下の 貧困ラインです。これでは、一人でも、人間らしい暮らしができないことは明らかです。 例え1,000円になっても年収200万円程度ですが、賃金の底上げで消費を促し、暮 らしの改善につながることが望めます。

また、私たちの上部団体である全国労働組合総連合は、全国で最低生計費調査に取り組んでいます。その調査から、全国どこで暮らしても生活に必要な費用はほぼ同じで、25歳独身単身者が自立した暮らしをするためには、時給1,500円以上、月額23万円から24万円は必要だという調査結果を出しています。最近調査が行われた高知でも、25歳単身者が普通の暮らしをするには月額25万円、時給1,665円は必要だとの結果が出されました。中国・四国地方では、山口、広島、岡山も取組が終わっています。調査結果の月額23万円から25万円は、男女では多少差はあるものの、地域差はありません。消費税が上がるにつれて、最低生計費は上がっています。今すぐ1,500円は、データに基づいた根拠のある主張です。これは決してぜいたくな暮らしではなく、ささやかな暮らしを実現させるための時給です。1,500円以上なくても暮らせるという意見もあります。しかし、私たちが求めるのは、節約と我慢を強いる貧困の暮らしではありません。健康で文化的な暮らしです。地域のパートやアルバイトの時給は、最低賃金に張りついています。最低賃金は、労働者の生活の基盤となっています。最低賃金の審議は、是非、県民の暮らしの隅々にまで寄り添ったものになるよう、今すぐ1,000円以上への引上げをお願いします。以上です。

- ○佐藤部会長 ありがとうございます。改めまして、意見陳述をありがとうございました。 お二人の方から貴重な御意見を伺うことができましたが、頂いた御意見について、何か 御質問等ありますか。
- ○河村委員 それでは、私の受け止めということで発言します。

先ほどは、貴重な御意見をありがとうございました。また、なかなか、この場で発言を するということも勇気が要ることだと思います。その点に関しては敬意を表したいと思い ます。

この非正規の問題というのは、鳥取だけの話ではありませんし、日本全国の課題だろうと感じています。ですから、なおさら、先ほど冒頭で私が発言した、日本として最低賃金がどうあるべきなのか、そういったところの議論を深めていくことが本当に必要だろうと思っています。いきなり引き上げていくというのも、経済に与える影響ということを考え

なければなりませんので、難しい部分はあるわけですが、やはり中長期的な視点を持ちながら最低賃金を考えていく必要があると改めて感じました。御意見ありがとうございました。

- ○佐藤部会長 ありがとうございます。ほかにありますか。
- ○西本委員 御意見ありがとうございました。

基本的には、労使ともに、最低賃金は引上げていくという方向は一緒だと思っています。 時間軸や方法などの違いがあっても、向かっていく方向は合っていると思います。

それと、最低賃金イコールほぼ非正規雇用の方と私は捉えているのですが、ただ、非正 規雇用の制度というのは最低賃金の審議とは少し別の話になりますので、余りそちらの分 野に足を踏み込まなかったのです。ですから、今回は純粋に最低賃金を上げるか否かとい う審議をしたいと思っています。以上です。

- ○佐藤部会長 ありがとうございます。その他、御意見はありますか。 (なし)
- ○佐藤部会長 では、改めまして、ありがとうございました。

それでは、議事を進めます。

議事の3番目、鳥取県最低賃金の改正審議についてです。ここから本格的に審議に入りますが、今年度においては、中央最低賃金審議会の答申は、目安の根拠・理由について、明快で納得できるものにしてほしいとの、労使からの意見を踏まえ、公益委員が再検討するなど、かなり時間をかけた審議が行われたと聞いています。鳥取地方最低賃金審議会においても、例年よりも丁寧な審議が必要と考えています。

昨年から行っているように、審議の前にまず、公・労・使の三者で話合いを持たせてい ただきたいと思います。河村委員と西本委員と私とでお話をさせていただきたいのですが、 よろしいでしょうか。

- ○西本委員 はい、お願いします。
- ○佐藤部会長 では、一旦専門部会を休会とさせていただき、三者で話合いを持たせていただきます。場所の準備をお願いします。
- ○片山賃金室長 では、御案内いたします。

[三者協議]

- ○佐藤部会長 大変お待たせいたしました。
 - 三者で協議をしました。今後の審議について話をしたところです。

続きまして、それぞれ双方、委員で話合いを持ちたいと思います。まず、公益委員と労働者側委員で協議を行います。その後、公益委員と使用者側委員での協議を行います。

では、会場の準備をお願いします。

おおむね15分ぐらいでお願いしたいと思います。

○片山賃金室長 では、御案内いたします。

[公・労協議]

○佐藤部会長 大変お待たせしました。

では、続きまして、公益委員と使用者側委員との協議を持たせていただきます。では、また休会します。

○片山賃金室長 では、御案内いたします。

[公・使協議]

- ○佐藤部会長 では、再開をします。三者協議から公・労協議、公・使協議ということで話を進めてまいりましたが、今後の審議を進めていく上での審議日程等について話合いました。そこで予定が決まったので、公表をお願いします。
- ○片山賃金室長 それでは、今後の日程の予定を説明します。

まず、第3回鳥取県最低賃金専門部会を8月5日金曜日、13時半から開催します。

それから、第4回鳥取県最低賃金専門部会を、まだ時刻は決めていませんが、8月8日 月曜日に、第5回鳥取県最低賃金専門部会を8月9日火曜日に開きまして、その日のうち に第534回鳥取地方最低賃金審議会の開催を予定しています。以上です。

○佐藤部会長 ありがとうございます。

公・使、公・労で協議をしたところですが、その中で、事務局へ資料等の要望が出ました。

では、中野部会長代理からお願いします。

○中野部会長代理 要望が出ましたので、できれば次回までに準備していただきたいと思います。 2点あります。

1点目は、今回、中央最低賃金審議会で、ランクごとの目安が示されました。先ほど西本委員からも話が出ていましたが、労使がどのような主張をされてきて、最終的に目安が示されたかという、そのロジックについて、スタートがこれぐらいあって、審議の中で、それぞれの背景や、主張がされて、最終的にこの目安に決まりましたというのがもしも分かるようであれば、教えていただきたいです。

それと、2点目は、Dランクの県の中で、今まで、昨年だけでもいいのですが、昨年、 それぞれの県が目安プラス1円などというところで最終的に決まった過程、主張、それぞ れの背景が分かるようなものがあれば教えていただきたいです。

○高橋労働基準部長 まず、1点目の、今年度の目安小委員会の審議状況ですが、恐らく 非公表になっており、ホームページにもアップされないので、どこまで教えていただける か難しいと考えておりますが、本省には確認させていただきます。

それと、あと、2点目、Dランクの昨年の金額審議の状況ですが、恐らく、鳥取県以外は、専門部会は非公表にしていますので、ホームページなどを確認しても分からない状況です。ただ、本審は公表にしていますので、その目安プラス1円、目安プラス2円や、島根県の状況など、ホームページを確認して、分かるようでしたら資料を作成させていただきます。なかなか難しいとは思いますが、要望の1点目、2点目、それぞれに確認して、可能であればお示しします。以上です。

○佐藤部会長 ありがとうございます。そのほか、何か御意見のある方がいらっしゃいま したらお願いします。よろしいですか。

(なし)

- ○佐藤部会長 それでは、最後の議事になりますが、その他、事務局から何かありますか。
- ○片山賃金室長 特にございません。以上です。
- ○佐藤部会長 ありがとうございました。

それでは、今後、本格的な審議に入りますので、皆さん、よろしくお願いします。 では、第2回鳥取県最低賃金専門部会は以上で閉会とします。ありがとうございました。